

診療報酬（保険点数）

（令和2年4月）

在宅栄養療法

HPN：在宅中心静脈栄養法

在宅中心静脈栄養法指導管理料	3,000 点/月
在宅中心静脈栄養法輸液セット加算	2,000 点/月
注入ポンプ加算	1,250 点/月
合計	6,250 点/月

（注1）注入ポンプ加算 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者、在宅における鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の患者又は別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。

（注2）在宅中心静脈栄養法輸液セット加算6組までが加算対象。7組目以降は特定保健医療材料*の加算対象となる。

*輸液セット	1,520 円 (193 点) / 組
フーバー針	419 円 (40 点) / 組
輸液バッグ	414 円 (40 点) / 組

HEN：在宅成分栄養経管栄養法

在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2,500 点/月①
在宅小児経管栄養法指導管理料	1,050 点/月②
在宅成分栄養経管栄養法栄養管セット加算	2,000 点/月
注入ポンプ加算	1,250 点/月
合計	5,750 点/月① 4,300 点/月②